

社会福祉法人さくら園定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第二種社会福祉事業

- ア 障害福祉サービス事業の経営
- イ 一般相談支援事業の経営
- ウ 特定相談支援事業の経営
- エ 障害児相談支援事業の経営
- オ 障害児通所支援事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人さくら園という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の増進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組みとして、日常生活・社会生活上困難な者を支援するため、無料または低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を新潟県上越市高土町3丁目4番2号に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7人以上12人以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1人、外部委員5人の合計6人で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

ただし、外部委員の 1 人以上が出席し、かつ外部委員の 1 人以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第 7 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 5 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 8 条 評議員に対して、各年度の総額が 260,000 円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第 3 章 評議員会

(構成)

第 9 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第 10 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 11 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 5 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 12 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員のうち選出された議長及び評議員2人は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6人以上11人以内

(2) 監事 2人

2 理事のうち1人を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1人を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職

務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 18 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第 19 条 理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 理事又は監事は、第 15 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 20 条 理事又は監事が、次のいずれにか該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(役員報酬等)

第 21 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(職員)

第 22 条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第 5 章 運営協議会

(運営協議会の設置)

第 23 条 この法人に、運営協議会を置く。

(運営協議会の委員の定数)

第 24 条 運営協議会の委員は 15 人以内とする。

(運営協議会の委員の選任)

第 25 条 運営協議会の委員は、次の各号に掲げる者から理事長が選任する。

(1) 地域の代表者

(2) 利用者又は利用者の家族の代表者

(3) その他理事長が必要と認める者

(運営協議会の委員の定数の変更)

第 26 条 第 24 条に定める定数を変更しようとするときは、運営協議会の意見を聴かなければならない。

(意見の聴取)

第 27 条 理事長は、必要に応じて、運営協議会から、地域や利用者の意見を聴取するものとする。

(その他)

第 28 条 運営協議会については、この定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

第 6 章 理事会

(構成)

第 29 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第 31 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(資産の区分)

第 34 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の 3 種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 上越市高土町 3 丁目 65 番 2 所在のさくら工房及びさくらホームさくらの家の敷

地 1,500.04 平方メートル

- (2) 上越市高土町 3 丁目 65 番 1 及び 65 番 2 所在のさくら工房
 - 作業所 1 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建 1 棟 447.49 平方メートル
 - 作業所 2 木、軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建 1 棟 158.94 平方メートル
 - 温室 1 鉄骨造ビニール板葺平屋建 1 棟 90.34 平方メートル
 - 温室 2 鉄骨造ガラス板葺平屋建 1 棟 322.32 平方メートル
 - 温室 3 鉄骨造ガラス板葺平屋建 1 棟 305.28 平方メートル
 - 物置 木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建 1 棟 9.90 平方メートル
- (3) 上越市高土町 3 丁目 65 番 2 所在のさくらホームさくらの家
 - 寄宿舎 鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 1 棟 351.63 平方メートル
- (4) 上越市西本町 1 丁目 95 番地 5 所在の北さくら工房
 - 作業所 鉄骨造カラスステンレス鉄板瓦棒葺平屋建 1 棟 403.92 平方メートル
- (5) 上越市大手町 5 番 32 号所在の南さくら工房
 - 作業所 1 鉄骨造カラー鉄板折版葺平屋建 1 棟 557.60 平方メートル
 - 作業所 2 軽量鉄骨造合金メッキ鋼板葺平屋建 1 棟 50.78 平方メートル
- (6) 上越市高土町 3 丁目 65 番 3 所在のつばき工房及びさくらホームつばきの家の敷地 1,623.06 平方メートル
- (7) 上越市高土町 3 丁目 65 番 3 所在のつばき工房
 - 作業所 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建 1 棟 473.20 平方メートル
 - 車庫 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建 1 棟 20.02 平方メートル
- (8) 上越市高土町 3 丁目 65 番 3 所在のさくらホームつばきの家
 - 寄宿舎 鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建 1 棟 401.31 平方メートル
- (9) 上越市五智新町 154 番 1 及び 154 番 2 所在のさくらホーム五智の敷地 334.20 平方メートル
- (10) 上越市五智新町 154 番所在のさくらホーム五智
 - 住宅 木造瓦銅板葺 2 階建 1 棟 194.15 平方メートル
 - 付属建物 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 1 棟 49.68 平方メートル
- (11) 上越市寺町 2 丁目 8 番地 72 所在のさくらホーム寺町
 - 住宅 木造長尺カラー鉄板瓦棒葺平屋建 1 棟 124.21 平方メートル
- (12) 上越市寺町 2 丁目 8 番地 22 所在のさくらホーム朋
 - 住宅 木造合金メッキ鋼板葺平屋建 1 棟 163.96 平方メートル
- (13) 上越市寺町 2 丁目 8 番地 22 所在のさくらホーム陽
 - 住宅 木造合金メッキ鋼板葺 2 階建 1 棟 182.59 平方メートル
- (14) 上越市五智 6 丁目 822 番地 4 所在の居多さくら工房
 - 作業所 鉄骨造合金メッキ鋼板葺平屋建 1 棟 503.25 平方メートル

3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

- 4 公益事業用財産は、第 42 条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 35 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、上越市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、上越市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第 36 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第 37 条 この法人の事業計画、収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 38 条 この法人の事業報告書及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間、また、従たる事務所に 3 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備

え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第 39 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 40 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 41 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

第 8 章 公益を目的とする事業

(種別)

第 42 条 この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 障害者就業・生活支援センター事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

第 9 章 解散

(解散)

第 43 条 この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由より解散する。

(残余財産の帰属)

第 44 条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第 10 章 定款の変更

(定款の変更)

第 45 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、上越市長の認可（社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を上越市長に届け出なければならない。

第 11 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 46 条 この法人の公告は、社会福祉法人さくら園の掲示板に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第 47 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	小坂圭一
理事	金谷秀介
〃	伊藤貞正
〃	庄山正治
〃	溝口保明
〃	野口伍作
監事	竹田清
〃	山崎賢太郎

附 則

この定款は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

平成 17 年 10 月 4 日一部改正

平成 20 年 4 月 1 日一部改正

平成 20 年 10 月 1 日一部改正

平成 21 年 4 月 1 日一部改正

平成 21 年 10 月 1 日一部改正 (18 条)

平成 22 年 5 月 27 日一部改正 (18 条—平成 22 年 4 月 1 日適用)

平成 22 年 10 月 1 日一部改正 (1 条、18 条)

平成 24 年 6 月 1 日一部改正 (1 条、18 条—平成 24 年 4 月 1 日適用)

平成 25 年 4 月 1 日一部改正 (1 条)

平成 25 年 5 月 27 日一部改正 (11 条、18 条、19 条、29 条、30 条—平成 25 年 4 月 1 日適用)

平成 26 年 5 月 29 日一部改正 (18 条—平成 26 年 4 月 1 日適用)

平成 27 年 5 月 29 日一部改正 (18 条)

この定款は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。